

(整理番号 2514)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 7 年 12 月 24 日 公開

開催日時	令和 7 年 10 月 6 日 10 時 00 分 ~ 11 時 30 分		
場所	長野労働局 2 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
開会			
○岡田賃金室長	<p>それでは、これより長野地方最低賃金審議会、令和 7 年度長野県計量器等製造業最低賃金、第 2 回専門部会を開会いたします。まず本日の定足数の確認ですが、本日は、委員 9 名中 9 名全員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の専門部会は原則公開となつておりますが、事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はおらず、報道機関からの取材申込みもなかったことを御報告いたします。なお、議事録は非公開の個別協議以外は原則公開であり、傍聴人の有無に関わらず公開されることについてご承知おきください。最後に、前回の第 1 回合同専門部会において、はん用機械器具等専門部会、公益委員の山本委員からご要望がありました、他局の地域別最低賃金と特定最低賃金の状況の資料につきましては、資料 6 にご用意しております。こちらは最低賃金決定要覧のデータ、令和 7 年度版の 140 ページの電気機械器具製造業のデータを基に、地域別最低賃金額と特定最低賃金額を比較した表になりますので、今後の審議にご活用いただければと思います。</p>		
○吉村部会長代理	<p>各県の特賃の名称は、全部一緒というわけではないんですね。</p>		

○岡田賃金室長

そうです。長野の場合、精密機械が一部入っているなど、名称やその範囲は各県で違いますが、基本的に電気機械器具関係の特定最低賃金を持つ県のデータを比較したものになります。それでは、これから議事進行につきまして、昆部会長よろしくお願ひいたします。

○昆部会長

皆様おはようございます。本日から具体的な審議に入ることになります。賃金を取り巻く状況としては、引き続き物価高というところがありまして、これは労使双方にとって大変厳しい状況であろうかと思います。また、国内外の情勢につきましても日々大きな変化をしているような状況でもあります。労使の立場から賃金を取り巻く状況について見解の相違もあるかと思いますが、共通の認識を持つところもあるかと思います。委員の皆様におかれましては、長野県の状況につきまして議論を尽くしていただき、全会一致の結論に至るようご協力のほどよろしくお願ひいたします。議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則公開としており、第3回以降につきましても同様とし、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがある等の場合は、委員の皆様のご意見もお伺いしながら、部会長の判断により非公開といたします。それでは本日の議事録確認委員を指名させていただきます。労働者代表委員、風間委員、使用者代表委員、犠山委員にお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。議題(1)の「計量器等製造業最低賃金の改正審議について」ですが、まず、昨年度の部会長報告書が資料3、会長名の答申文が資料4として配付されておりますのでご覧ください。部会長報告書及び答申文の別紙を見ていきますと、改正決定に関する項目として、1「適用する地域」、2「適用する使用者」、3「適用する労働者」、4「前号の労働者に係る最低賃金額」、5「この最低賃金において賃金に算入しないもの」、6「効力発生の日」とあります。この4「最低賃金額」については、専門部会で御審議いただく事項であります。また、6「効力発生の日」につきましては、前回の第1回合同専門部会において、はん用機械器具等専門部会の使用者代表委員の中村委員と、労働者代表委員の齋藤委員からご意見がございましたので、今年度、ご審議いただく必要がある事項であると考えます。従いまして、4の「金額」と6の「効力発生の日」について、これからご審議いただき、それ以外の事項については、昨年度と同様とすることでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

異議はないようですので、金額と効力発生日以外の項目につきましては、昨年度と同様いたします。それでは、これから金額と効力発生日について審議に入ります。初めに、労使双方から基本的な考え方を発表していただきながら、審議を進めることといたします。まず労働者側、次いで使用者側の順で、ご発言をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか

か。

(異議なしを確認)

では、労働者代表委員からご発表をお願いいたします。

風間委員

生活面での物価の上昇、経営面では人材の確保やエネルギー部材の価格高騰、取引の適正化など、私たちを取り巻く環境についてあらゆる場面で確認しているとおりだと思いますので、労使の認識は一致しているものと考えます。その上で、長野県内におけるこの産業がどうあるべきか、今後どうしていくべきかという思いを引上げ額に含めることも必要だと考えています。近年、地域別最低賃金の上げ幅が大きく、経営にも苦労していることは聞いていますが、私たちは、それを人への投資と捉えています。現在、特定最低賃金が地域別最低賃金より低くなっていますが、特定最低賃金が飲み込まれている状況にあります。一時的とはいえ、この優位性が無い状況を無くさなければ、特定最賃の意味がなくなります。そのために、地域別最低賃金の引き上げ額以上の額が必要と考えています。また、発効日についても、仮に遅らせることになった場合は、賃金改善の影響を受ける期間が短くなります。したがって、法定どおり行うことを望んであります。以上がこちらの基本的な考え方です。よろしくお願ひいたします。

昆部会長

それでは、次に使用者代表委員から発表をお願いいたします。

鈴木委員

これまで県の最低賃金の審議をしてきたところですが、中小企業の状況を含め、中々良くないという中で、最低賃金を引き上げた形となっていますが、その中でトランプ関税がどのようになるのか、大体内容が分かってきたと思うのですが、いずれも影響があるものと解釈しておりますので、特定最低賃金を上げるというスタンスはあるにしても、上げ幅というのがそんな高いものではないのではないかと認識しています。実際に私どもで景気の調査をしてみると、製造業については昨年度から中々良い状況でなく、それから、トランプ関税が決まった7月辺りも中々良い状況ではなくて、そこで現実的にトランプ関税が始まる中であまり良い状況ではないなというところで、上げ幅については審議させてもらえればと思います。

昆部会長

ただいま労使双方から基本的な考え方が示されました。これにつきまして、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

今井委員

使用者の代表の方に伺いたいのですが、発効日に関して、何か腹案があればお伺いしたいのですが。

鈴木委員

発効日については、県の最低賃金の時もそうだったのですが、使用者側にとって猶予というのはやはり必要かなと思って、今年のように上げ幅が大きい、他県との比較があるかも知れませんが、やはりある一定期間は猶予したほうが良いのかなと思います。特定最賃についても、ある一定の猶予をもらって準備したほうが良いのではないかと思います。

鰐山委員

職場で給与の計算をして支給する事務を行っている立場からすると、10月中に特定最賃が決まって、例えば1月から変更となると、各社も予算の決まっている中で変更していくことになり、予算立ての決裁から役員の決裁が必要ですし、それらを考えると、例えば1月とするとかなり厳しいと思っています。2か月で準備して賃金を上げるには、社員の数にもよるだろうけれども、数十円上がって月数千円上がっていくと、その予算を立てて決裁を得るには、もう少し時間が欲しいと思っています。どれくらいとは言えないのですが、実際に問題を感じているので、検討していただきたいと思っています。

昆部会長

その他、何かございますか。

風間委員

予算は年度初めに立てるものではないでしょうか。

鰐山委員

年度初めに立てた予算を変更しなきゃいけない、それが大変です。

風間委員

賃上げ分は見込んでないということですか。

鰐山委員

賃上げ水準が分からないので。私たちも賃上げしようとして、賃上げ予算を組んでいますが、最賃もどうなるか分からないので、だいたいの形で組んでいます。

風間委員

賃上げ額がそれ以上の額になっているということですか。

葦山委員

例えば、前年度に利益が上がっていない中で予算を組むときでも、各社の状況も見ながら自分たちの賃上げを決めていきますので、今年の業績が苦しければこれくらいかも知れないし、でも最賃がこれだけ上がるならそれなりの予算を組まなければならない。そこら辺が悩ましいところです。

昆部会長

他に、何かございますか。

(なしを確認)

それでは、現時点の具体的な金額と効力発生日につきましてご提示をお願いしたいと思いますが、本日の部会は原則公開でありますので、金額及び効力発生日の提示と、その後の意見交換の公開・非公開につきまして、皆さんにお諮りしたいと思います。労働者側、使用者側の皆様の御意見はいかがでしょうか。

(労働者側の公開可を確認)

鈴木委員

別室で少し協議させていただきたいのですが、その前に、今日、小林委員が来られておりまして、景気動向というかトランプ関税についてお話しitいただきたいと思います。

昆部会長

お願いします。

小林委員

私どもの会社は製造業を営んでいる会社であります。特に自動車、あるいは通信、携帯通信を含めたデジタル産業と言われる中に一部を置いていますが、非常に困っているのは、物価高と賃金が追い付いていかないという話がありますけど、中小企業において物価高というのは、ほとんどメーカーさんとか先端を行っている大手企業さんによるものです。メーカーから我々に依頼してくる文書の中には、材料費、原料費や光熱費などのほか、必ず人件費の高騰を理由にしたものがあります。電力や原材料、仕入れが高いので来月からこのくらい上げますよといった通知が一方的に来ますが、そういう中で、我々には、原料、仕入れ単価を転嫁するところが無いわけであります。今までも公正取引委員会や中小企業庁などに頑張つていただいておりますが、賃金については、従業員の雇用を守っていかなければならぬ面で、我々が引き留めのために値を上げているわけです。人件費は何割という計画があったのですが、賃金アップによって計画が立たないくらいに全体に占める賃金の比率が大手さんより高くなっています。ですから、環境整備が出来ていないということですし、その原資はど

こにあるかということあります。我々としては、どうやって人件費の原資を作らなければいけないのかは、正直言って精神論でやるしかないといった状況にあります。自動車産業の中ではトランプ関税の問題がありますが、15%に対応する生産革新が出来ている状態ではありません。自動車メーカーさんからは、環境について対応してきた、原料、材料のアップもやってきた、電気代のアップもやってきた、皆さんの意見は聞いたので、強制ではないがそろそろ例年どおりの年2回のコストを見直してもらいたいと言われたというの、我々が直面している最新の状況であります。簡単に言えばコストダウンせよということですが、国の指導もあって表向きにはコストダウンという言葉を使わず、生産革新ということになりますが、実際にどうやって生産革新をしたら良いか。省力化といつても人が0.5人ということは無いので、1人減ったらどう生産を上げていくかと考えると、ロボットとか、いろんな面でセンサーを使った監視カメラなどをやらざるを得なくなります。その経費は、例えばロボット1台で最低300万円から2,000万円までします。また、そのシステムを作ると2,000万円以上かかります。カメラ1台が300万円から大きいもので1,000万円かかります。そういう物を取り入れるために金融機関からお金を借りなければなりません。借りるためには担保とか利益が出ているかということが要求されてくるので、結局は、それが出来ない企業が多いのではないかと考えております。経済産業省がいう中小企業は、製造業で労働者300人以下、資本金3億円以下が一応の基準で、設備投資費の半分を補助してくれるのは、非常に画期的なことでございます。しかしながら、一時的には我々としては全額立て替えなければならない、それができる企業があるのか、非常に少ないのではないかと思っています。世の中の流れで、持続可能な事業経営をしてくださいと要望されますが、持続可能かどうかではなく生きていくだけで精一杯の企業さんが多いのかなと思っております。そこを理解していただいて、持続可能な賃金アップをお願いしたい。それから新入社員に月給30万円とかになりますと、ベテランのパートタイマーや正社員、頑張ってやっている古くからの社員に対してもっと上げてやらなければ公平さを欠くのではないかと思います。そういう中ですので、ご理解をいただきながら、ぜひ対立ではなく融和をもってやっていきたい。そういう面で、昨日、自民党の総裁が決まりましたが、高市さんが「働いて、働いて、働いて」という言葉を何回も言わされました。これは中小企業のトップの方も同じで、ほとんど毎日働いて、働いている状況でありますので、是非ともこういった現状を知っておいていただければと思っております。以上です。

昆部会長

小林委員ありがとうございました。先ほど、打合せをなさってからとのことでしたが、今、その時間をお取りいたしましょうか。

鈴木委員

そうですね。

昆部会長

それでは、使用者側の退席をお願いします。

吉村部会長代理

公開するかどうかを打合せしたいということでしょうか。公開そのものはよろしいということでしょうか。

(使用者側の公開可を確認)

昆部会長

では、審議につきましては、公開ということでお願いいたします。

使用者の皆様のご協議が整うまで、休会という形でよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

では、一旦休会とさせていただきます。

< 休 会 >

昆部会長

では、再開させていただきます。先ほどの皆さんのご意見を踏まえ、金額及び効力発生日の提示とそれに関する意見交換は公開といたします。非公開の個別協議が必要な場合は、お申し出ください。それでは、労働者代表委員からお願いします。

佐野委員

まず、労働側からは最初に金額の提示をさせていただきます。労働側の要求としましては86円をお願いしたいと思っております。その根拠としましては、10月2日の合同会議の中で、事務局からいただいた資料 12の「賃上げ妥結実績」の中の電子デバイス部門の引き上げ額、妥結額が14,450円、4.92%の引き上げ率とのこういった実績があるということから、1日8時間の一般的な労働時間、それから月21日勤務で計算した月の労働時間で、14,450円を割りますと86円となりまして、1,032円から86円の引上げで改定額は1,118円、引上げ率は8.33%になります。それから、ご準備いただきました資料の中の影響率は23.3%に相当するということでございます。また、昨年の地賃の全国加重平均は1,055円でありましたが、そこに今年の地賃の目安額63円を足しますと同額の1,118円ということで、そこにも到達できるだろうという考え方で86円のプラス要求をさせていただきたいと思っております。加えまして、風間委員から申し上げたとおり、この地賃の引き上げや特定最低賃金引き上げにつきましては、人への投資、特に特定最低賃金につきましては、地賃からの優位性をもってというのが、我々の議論の根底にありましたので、そういう位置づけになってくると考えていますし、先ほど使側のほうからございましたとおり、物価高と価格転嫁のほうのお話もあり

ました。労働側の中で申し上げるのは、価格転嫁については徐々に進んできておりますし、部材、またエネルギー価格につきましては、ほぼ100%の近いところに来ていると。ただ、労務費に関しましては、まだまだそこまで到達はしておりませんけど、徐々には進んでいるということ、それから政府から示された指針に沿って進んでいるということでございますし、ただ一方では自動車メーカーのトップが値下げ要請を再開するという記事が出たのは事実であります。いずれにしましても価格転嫁の推進につきましては、我々労働者側においても、国への提案、経産省、また公正取引委員会が示した指針をもっと強力に進めていただくように我々としても働きかけていきたい。ここは労働者側、使用者側、同じ考え方かな、価格転嫁については協力的に進めていくことは一致しているのではないかと考えておりますので、申し添えておきたいと思います。労働者側からは以上になります。

昆部会長

では、次に使用者代表委員からお願ひします。

鈴木委員

実際、現在1,032円という賃金になっているわけですが、昨年49円上げて1,032円になったという経過がございまして、やはりその範囲内で上げるべきではないかと。今回、1,032円に昨年の49円の上げ幅をいただきまして、1,081円というような形の提案とさせていただければと思います。

昆部会長

効力発生日につきましてはいかがでしょうか。

鈴木委員

効力発生日につきましては、予算取り等もありますので、来年の2月1日付けで出来ないかなと思っています。

昆部会長

労側はいかがですか。

佐野委員

労側は、効力につきまして、ご準備いただきました資料 7の発生日一覧にあるとおり、答申が済んだ日付から右側にあります発効日でお願いしたいと思います。

昆部会長

ただいま労使双方から金額と効力発生日の発表がございました。御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

佐野委員

私から 1 点、お聞きしたいことがあります。今、使用者側の 49 円引上げ、昨年と同額という話がございました。地賃では 63 円引き上げてきてる中において、この開きはどのように捉えていらっしゃるのか。特に、特定最低賃金は地域別最低賃金よりも優位性を持っているが根底にあるのではないかと考えておりますが、それを大きく下回るといったところのお考えをお聞かせください。

岸山委員

先日の新聞を見ると、長野県の製造業の大手はそれなりに利益も上げているし、景気も良いですが、長野県は小規模の製造業が多いので、倒産リスクの割合が非常に高くなります。全国で最高というニュースに載ったことには私もショックで、業種で高いのは製造業で、その後に小売業が続いている。価格転嫁はそれなりに進んでいると思っていますが、小規模企業になるとあまり価格交渉が進んでおらず、そういったことで倒産リスクが全国で最高と書かれています。私の経営者協会の会員企業は必要な時期に賃上げを行っていますが、小規模、零細企業になると、実際の給料も今回の地賃まで上げられないという声はあちこちで聞きます。また、効力発生日に関しては、従来 2 か月弱で改正する流れだと思いますが、元々、余力のある企業はその期間で上げられると思いますが、そうではない企業は、社長の一言でやるわけにもいかないだろうし、予算を組み立てて、年末のボーナスの時期を超えて、1 月に予算立てたのをすぐ実行できず、実態からすると 2 月からになると考えています。この辺の苦しさを見てないと問題だと思っています。それと、イオンさんが先週開店して、非常に高い時給で募集していますが、小売業だけではなく製造業や他の業種からも人材が流れています、須坂市は当然ですが、長野市からも人材が流れています。私たち会員からも、この額までは上げられないという声を聞いておりますし、須坂の中ではとても付いていけないという話も聞いています。倒産リスクが高いといわれる中、小規模企業が 1、2 年のうちに吸収合併したり、倒産したりというリスクが起きてこないように考えなければいけないと思っています。使用者側として、企業、従業員、両方が生き延びていく形で考えなければいけないと思っています。

小林委員

私も中小企業で、現金化、価格転嫁というのは、経団連とか経済同友会の発言よりも、連合さんを中心とした皆様のお力添えであると感謝しているし、我々の味方だなというのが、私どもの数年前からの意識です。何故かというと、経団連とか経済同友会の方々は従業員と中小企業の存続について意識していないなど、日本の 99% が中小企業であって、約 70% の労働者が中小事業に雇用されていることをご理解いただいているなと思っております。正直、今困っているのは、中小企業庁の調査で 22% くらいの価格転嫁がまだ行われていないという発表がございます。さらにこれを強化してかなきゃいけないという情報も漏れ聞いておりますが、その中で価格転嫁できる中小企業はそれなりに大企業との繋がりが深い、また必要とされている企業です。ところが、一生懸命働いても利益が上がらないというような小さな会

社に技術力、技能力があって、これらの会社を海外に買われてしまっている状況です。野沢温泉とか白馬村のように、地元の不動産屋が買いたくても、海外資本の人に売っているという状況と中小企業も同じです。経済同友会のある方は、力が無い所、給料の上げられない所は、経営能力が無いとおっしゃっていますが、果たしてそれで良いのかということを私は危惧しています。そういう面で、技能、技術を蓄えて持っているけれども企業経営がうまくいかない所はM & Aになって、逆にそうじゃない企業はM & Aとして値しないけれども、そういう企業も、ある程度日本の産業を守ってきたのではないかと思っています。その意味で、時給1,500円という言葉になっておりますが、人件費が占める割合が高い中小企業が是非とも存続できる、持続できるような分相応の賃金アップにしていきたいなと思っています。それと、電子部品製造業について、最近は辞めるという企業が多くなっていて、長野県の電子部品業界が占める割合は減ってきております。これもご理解いただいて、審議をしていただければと思っております。

昆部会長

他にいかがでしょうか。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

風間委員

質問ではありませんが、先ほど、倒産リスクが増えているとの話がありました。確かに倒産件数は増えているのかもしれません、原因としては販売不振が大半を占めているという認識で、最低賃金引き上げによって倒産しているものではないと認識しています。それから、価格転嫁についてもまだまだ進めていかなければならない問題かもしれません、先ほどから話が出ているとおり、政府の指針にも示されており、連合内でも産別ごとに連携は図っておりますし、政府にも働きかけをしています。我々は、経営に口を出す立場ではありませんし、経営に直接携わりませんが、やはり経営側で進めていかなければいけない問題だと思いますし、経営団体間での連携、また企業を含めた連携をこれまで以上に進めていっていただきたいという要望としての発言です。

昆部会長

他にいかがでしょうか。

佐野委員

先ほど、倒産のリスクという話がございました。今、風間委員が申し上げたとおり、特定最低賃金を引き上げたことという要因は少ないのでないのではないかと思っておりますし、倒産リスクの中では人出不足というところが一番強いのではないかと思います。今、日本の人口は減っています。当然ながら労働力人口も減っています。その中で、国内の製造業、また企業がどうやって人を抱え込むのか、新たな採用をするのか、今働いている方々をどう離さないのかというのが何らかの大きな課題なのかなと我々としても思っています。その中においては、人出不足を解消する、日本人だけでは立ち行かなくなると思いますので、やはり外国人労働

者に頼らざるを得ないような時代なのかなと思うのですが、やはり人を採用していく中において、やはり一つのファクターは時給であり、それを見て契約されていると思うのですが、既に時給というのが特定最低賃金、或いは地賃よりもっと高いところで契約を既にされいらっしゃると思うので、確かに地賃が引き上がれば、今契約されているところも上がって来ると思うのですが、是非ですね、この人出不足解消する、また従業員を離さないための政策として戦略的な賃上げとしてご検討いただきたいと思っています。

岸山委員

人手不足解消のために賃金を上げることは大事なことですが、労働力人口が減り、人材を競争で取りあう中、県外から大手が来てとんでもない金額で採用している状況です。近年の最賃の上昇について経営者と話すと、最賃額ぎりぎりではない企業でも、最賃が上がるとそれなりに給料を見直すようになると聞きます。世の中が賃上げムードで、国でも推進しているし、県最賃もものすごく上がっているので、当然、給料の上げ幅を大きく見積もって準備しておかないと、他の企業との競争もあるので厳しい。ですので、最賃ぎりぎりでやっているような企業は、よく見ていないと最賃を下回ってしまうこともあると思います。大手から中小のすべての企業において、最賃が大幅に上がることで、賃金に関するウェイトが非常に大きくなっている。最賃というものは、人材を確保する点で重要ですが、それ以外の点でも企業に大きな影響を及ぼすものだと思っています。

風間委員

それを私たちは人への投資と捉えています。確かに人が足りないという認識は理解しましたけれども、だからこそ、最賃を引き上げることが出てくると思います。それによって、公正競争の確保にも通じますし、同じ産業で働く者の労働条件の向上にもつながりますし、それが産業の魅力向上につながるものだと考えます。

太田委員

人出不足というところで言いますと、求人のところで、近県の企業に結構人を取られるという状況が実際あります。今日お付けいただきました資料 6 にもありますとおり、近県でいうと隣の群馬県は、地賃が長野県より低いですが、同じ電機の特賃は、今の妥結額よりも高いという状況にあります。まして、自動車、特に群馬の場合、自動車の大きい企業があるというところで、結構そちらのほうに人が取られることがあります、やはり提示額が結構大きいです。そうすると、長野県に来て働きたいと魅力のある企業が、優位的に劣ってしまっているという状況があります。そういうものを見ると、この計量器とか私どもがやっている電機の関係について、こちらのほうが優位性はあると長野県で働く魅力という形に繋がってくれれば、必然的に人材不足というところで求人のほうに対しても人が集まっているという魅力になってくるというように考えているところがございます。経営とのバランスというところもあるとは思いますが、そういう面をやはり確保していくというのが、長野県で働いて、人が集まって、人が集まれば企業でも収益に繋がってくるというところになつ

てくると思いますので、そういう面を含めて労側の主張として先ほどの金額を提示させていただいたというところもございます。ぜひ、ご検討をお願いしたいと思います。

鈴木委員

賃金を上げることでの魅力というのは分かりますが、最低賃金との齟齬についてもお話ししましたけれども、賃金を上げてより優位性をもって人を探っていくというのはその企業にやってもらえば良い話だと思います。その中で、既に働いてもらっている人たちに対しての雇用を守るというような環境的な役割というのを、ここでは論じていただきたいと思います。確かに人を採用する意味でも賃金を上げて人を採用しやすくするのは必要というか、一つの条件だと思いますけれども、その中にあって、最低賃金の役割とそうではない役割というのがありますし、ボトム的なところを設定しているわけで、そういうところを考えてもらいたいと思います。先ほど、49円という金額を打診させてもらいましたが、昨年も高く上がっているのは皆さん承知のとおりですし、またこれからも上がっていくのだろうと思う中で、2年連続で上げられるのはその範囲ではないかと思っていました。そういう範囲であれば何とかやっていけると皆さんも考えているのではないかと。毎月の給与水準が高すぎる場合、一時金と併せて全体で考えていかなければいけないと考えるところも出てくるのではないかと思います。確かにポスティング的な人を用意するとか、そういう面からの考え方も必要かもしれません、実際にお雇いになって経営する立場からすれば、ボトム的な意味での最低賃金というのは大事なのかなと思います。特に今の半導体関連というのは景気の変動も激しくて、そういう中にあって、やはり実際の最低賃金の役割という部分を生かしていくなければならないのではないかと思います。

犠山委員

あと、影響率が高いと思います。1,118円の場合の影響率は23.3%で、4人に1人くらいの影響になりますが、私たちが提案する1,081円の場合の影響率は17.6%でして、やはり10%台で抑えたいと考えています。これについては、また検討いただきたいと思っています。

昆部会長

他に何かございますか。

佐野委員

今、影響率のお話がございました。確かに今までと比較すれば23%、昨年は16.7%でしたので高い、そこからすると確かに高いということなると思いますが、では今までの中でだいたい17%くらいとか、影響率はゼロではなかったわけで、この方々に影響する会社のすべてが倒産していたというと、そういうことではないわけですね。絶対額で行きますと、やはりこれだけの同じ実績の中で、14,450円上げてきた電子デバイス部門、その中の実績を踏まえると、絶対額にすれば86円というのが必要なのではないかと我々は考えております。それからもう一点、全国の地域別最低賃金の改正状況ですけれども、A,B,Cランクの中で、

全ての中で目安額 63 円となったのは、A ランクの首都圏は元の金額が高いので目安額どおりになるとは思いますが、それ以外のところでは、やはり静岡、滋賀、長野県だけです。また、その他の県につきましては目安額より 1 円以上高い額であり、西の C ランクのところは、70 円とか 80 円という結果で、これまでの長野県の議論からしますと、やはり他県と比較しても、賃上げの額につきましては、他県よりは少ないのではないか、見劣りてしまっているのではないか、これまでこういった場に参加させていただいた者として、他県のほうがどんどん先に行っているような印象を受けています。ですので、他県同様に長野県も引上げ額も先進的になるようなお考えをぜひお願いしたいなと思っております。

犠山委員

他県のことは私たちも良く見ていていますし、気にはしています。あまりにも差がつきすぎると、何らかの悪影響が出るかもしれません、県最賃の時も話しましたが、長野県は県独自の判断でやっていけば良いと思っています。長野県は南北に長く、経済圏の違いがあるなど他県と違う要素がかなりありますので、他県の状況を参考にしつつ、長野県独自の考え方でやっていくというのが私たちの考えです。

昆部会長

他にご意見いかがでしょうか。

小林委員

地域の A、B、C ランクの話は分かるのですが、実際に商売をする我々が見たとき、富山とか石川とか北陸方面のほうが人件費は安いからそちらへ行ってしまうということは、よく購買部門の方からうちの社員が言われてあります。皆さんのように大手にいらっしゃる方の購買部門の方は必ず、人件費を含めた一時間当たりの金額をベースにして生産単価を決めていますが、もちろん出来高もありますが、必ず単価が高いと言われます。今日お見えになっている皆さんも一緒に購買部門の方と話してもらえば良く分かると思いますが、必ず言われます。この会では賃金を上げろと言いながら、皆さんのような大手にいらっしゃる方の購買部門とか調達部門の方からは一時間当たりの単価を言われるということも現実的にはあるということです。それから、海外と比べる評論家の方がおっしゃるのは、皆さんのような大手が中心に海外へ出ていく理由の 1 つに、やはり賃金が安いことと労働条件が日本に比べて緩いことがあります。やはり海外に頼らざるを得ないような企業も多いですが、私どもの会社はできるだけ日本で物づくりをして、海外に outs という考え方を持っていますので、そのところをぜひご理解いただいて、持続可能な賃金アップで、新入社員とか一部の人達だけではなく、ベテランのパートタイマーとか、ベテランで一生懸命やっていたいいる社員の給料も安定的に並行して上がるような賃金にしていきたいなと思っています。それから、我々は大手の皆さんが必要としない人材を手塩にかけて育てていますが、大手の皆さんは人が足りないとなると給料を上げて一気に引き抜いて採用してしまいます。これでは、一緒にやろうというパートナーとかサプライヤーという言葉と違うのではないかと思ってい

ます。こういった中で、やはり賃金だけではなくて、社員を大事に安定して勤めることができる環境作りが経営者として大事ではないかなと常に思っておりますので、その点もご理解いただければと思っております。

鈴木委員

価格転嫁をするとき、最低賃金の話が出てきて実際の金額の交渉になることもあります。そういうこともありますので、今後価格転嫁を進める意味で、もう少し上げたほうがよいのかなという感じはします。ただ、従来の上げ率、上げ幅では現在の状況を見ると通用しないのではないか、そういうこともあって再検討させてもらえればと思いますので、労働者側ももう一度再検討をお願いしたいと思います。確かに他県の状況というのもありますですし、ただ、実際にその賃金を支払えなかったら法律違反になる場合も考えられるわけですから、計量器等という業種の中で、そういったことはあってはいけないと思いますので、そういう事案が無いような形で受け入れられるようにしたほうが良いのではないかなと思います。そういう意味で、もう一回歩み寄りというか、そういう方向でお願いしたいと思います。

岸山委員

今回、県最賃が他県でもかなり上がった中で、86 円という額は、県最賃よりもさらに高いということで話し合いのしようが無いと思っていますし、ぜひその辺、再考いただきたいと思います。

吉村部会長代理

佐野委員にお願いですが、86 円引上げの根拠をもう一度教えていただけますか。

佐野委員

第 1 回合同部会の資料 12 の、令和 7 年春季賃上げ要求妥結状況（最終報）という表の中の中間に製造業、製造業の中の電子部品・デバイス・電子回路という業種、産業の中のずっと右へ行きますと妥結というところで 14,450 円、4.92% になります。それを 1 日の所定内就労時間 8 時間、月の勤務日数は我々がとらえているのは平均 21 日、月 168 時間となりますので、これで妥結額を割ると、時間当たりおよそ 86 円の引上げ額になるだろうということでございます。

吉村部会長代理

ありがとうございました。

佐野委員

二つほど申し上げたいのは、やはり人出不足の採用については、やはり日本人だけはダメで外国人労働者に頼らざるを得ない状況です。でも、日本の賃金はこの 30 年間ずっと上がつてこなかったという実態があって、日本に行っても稼げないというのが外国人労働者の中に

広まりつつありますので、外国人の皆さんに来てもらって働いてもらうということでいうと、最低賃金や契約上の賃金もそうでしょうけども、労働条件を引き上げていかないと日本の全産業の方、我々でいうと物づくりの製造業、計量器等の業種でも難しくなってくるのではないかという意味で、特定最低賃金の引上げ額を86円というところで申し上げさせていただきました。それから、ご提案にありました再考という話ですが、今日現在のところでは我々としては86円に変わりはないということでございますし、今、使用者側のほうから再考ということで、先ず一つご検討いただくということであれば、使用者側の話を伺ってから、我々としては次の再考をするかどうかというのを考えさせていただきたいと思います。

昆部会長

そうしましたら、先ほど提示していただいた金額から、また双方再考していただいて、また次回ということになりますでしょうか。

鈴木委員

今は出せないものですから、次回で良いかなと思います。必ず、一歩はやはり考えいただきたいなと思います。春季賃上げの率もそうですが、こちらにあるデータというのは、やはり組合のある比較的大手の企業になっていますので、やはりこのとおりにいかないところがあります。価格転嫁につきましても、やはり下請け、孫請けになると全く状況が違ってきますし、私ども調査の結果でも出てきますが、実際には価格転嫁が出来ているかどうか難しい部分があります。価格転嫁と言い始めてもう1年以上経っているわけで、経営者としての動きはどうだったのかという部分はあるかもしれません、やはり中々進んでいかないという実態もありますので、そういうものを含めて、私ども支援機関としてはご支援をしなければならないのですが、価格転嫁というのはデリケートな問題で、中々難しいと思っています。長野県では、今後、価格転嫁センターという者を置いて動き出そうとしています。やはり、実際にはそれほど進んでないというところだと思います。そのことを含めて、私どもはそういうもので努力したいと思っていますので、もう一歩、86円から歩み寄っていただきたいと思います。次回は、こちらのほうから提案することでお願いしたいと思います。

昆部会長

では、次回、使側のほうからご提案いただくという形で、労側もよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

労使双方から金額と効力発生日の発表をいただきまして、労働者側が86円引上げの1,118円、効力発生日は第3回結審の場合は12月20日、予備日結審の場合は12月31日で、資料にあるとおりのことでした。一方、使用者側は49円引上げの1,081円、効力発生日は令和8年2月1日ということでございました。ご提示いただいた金額や効力発生日には、現時点

で隔たりがございますので、相手側の金額と効力発生日に対するご主張の内容につきまして、次回の専門部会までに御検討いただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なしを確認)

それでは、次回専門部会で検討結果をご発表ください。

最後になりますが、議題(2)「その他」について、事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

事務局から改めて今後の日程についてご確認をさせていただきます。次回第3回は、10月22日水曜日、午後1時から本日と同じ局2階会議室で開催いたします。また、予備日の第4回は、10月30日木曜日、午前10時からとなります。開催場所は局1階会議室となります。委員の皆様には、ご負担をお掛けすることになりますが、ご出席いただきますようよろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

昆部会長

その他、労働者代表委員から何かありますでしょうか。

(なしを確認)

使用者代表委員からはいかがでしょうか。

(なしを確認)

それでは、本日は以上をもって閉会といたします。お疲れ様でございました。

閉会